

## 荒尾市事業者感染症対策事業補助金 よくある質問(令和2年8月26日更新)

(以下8月26日追記)

Q30

補助金の税務上の扱いはどうなりますか？

A30

他の補助金や助成金と同様に、税務上は益金に算入されるものとして、勘定科目、雑収入で処理してください。消費税の取り扱いは、これも補助金等と同様に不課税とお考え下さい。

(以下8月5日追記)

Q24

一度申請した後、また感染症対策を実施した場合は、また申請できますか？

A24

1事業者につき、1回しか申請できません。令和2年8月1日~令和2年12月31日までに発生した感染症対策経費は、まとめて申請してください。助成額の上限は、法人10万円、個人事業主5万円です。

Q25

子会社で、親会社から支給されている(感染症対策用の)備品について申請できるか？

A25

申請者が支出した経費を対象とするため、申請できません。

Q26

感染症対策のため窓を開けている。透明シートでの遮断も実施しているため、風が通らず店内が暑い。スポット冷風機を買いたいけど補助対象となるか？

A26

対象となりません。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、直接的にかかる経費のみを対象とします。

Q27

令和2年8月1日より前に感染症対策を行っています。その経費については補助対象としないのですか？

A27

対象になりません。本補助金では、新たに対策を取られるものを対象としているため、申し訳ございませんがご理解をお願いします。

Q28

補助対象経費に空気洗浄機とありますが、空気清浄機は補助対象経費になりますか？

A28

ウイルスの抑制や除去に効果があるとされるものであれば対象になります。効果的な感染症対策とするためにも、製品取扱店か、製品製造者へ問い合わせ、性能や搭載されている機能を確認して購入されることをお勧めします。

Q29

エアコンは補助対象経費になりますか？

A29

対象になりません。

(以下8月1日記入)

Q1

法人登記(住民票)は荒尾市にありませんが、店舗(事業所、営業所)は荒尾市内にあります。対象になりますか？

A1

対象になります。

Q2

法人登記(住民票)は荒尾市ですが、店舗(事業所、営業所)は全て荒尾市外にあります。対象になりますか？

A2

対象になりません。

Q3

複数店舗(事業所、営業所)で事業をしています。店舗ごとに申請できますか？

A3

できません。一事業者に対し、一回限り申請ができます。市内にある複数店舗(事業所、営業所)で感染症対策を実施した場合は、合算して申請して下さい。

## 荒尾市事業者感染症対策事業補助金 よくある質問(令和2年8月26日更新)

**Q4** 荒尾市内外に複数店舗（事業所、営業所）を運営しています。対象経費となるものを教えてください。

A4 荒尾市内にある店舗（事業所、営業所）で実施した感染症対策分だけが対象です。

**Q5** 店舗（事業所、営業所）はありませんが、（訪問等で営業や事業を行う）事業者です。対象になりますか？

A5 営業や事業を行う場所が荒尾市にある場合には、対象になります。

※荒尾市内の施設を借りて教室などをされている場合、感染症対策の実施状況が分かる写真を添付してください。

**Q6** 自宅で事業をしています。対象になりますか？

A6 事業を営む上で実施した感染症対策は対象になります。

居住スペースで実施するものは対象外です。

**Q7** 店舗（事業所、営業所）は賃貸しています。対象になりますか？

A7 対象になります。

**Q8** 領収書・レシートを処分（紛失）してしまいました。申請できますか？

A8 金額、品名、購入日等が確認できないため、申請できません。

**Q9** インターネット通販で購入したので領収書がありません。

A9 インターネット通販で購入したものであっても、Web上で領収書が発行されますので、そのデータを出力して添付してください。

**Q10** 領収書に摘要が書いてありません。この領収書で申請できますか？

A10 そのままでは申請できません。購入先に依頼し、品名等の明細を記載してもらった領収書を添付してください。

**Q11** 領収書の摘要が、「〇〇〇一式」のようにまとめてあります。この領収書で申請できますか？

A11 そのままでは申請できません。購入先に依頼し、各品名等の明細を記載してもらった領収書を添付してください。また、添付する領収書の該当する経費にマーカー等で分かるようにしてご提出ください。

**Q12** 感染症対策として機器（設備）をレンタルしています。対象になりますか？

A12 レンタル品、リース品は対象外です。

**Q13** 国などに補助金を申請しています。同じ経費について、申請できますか？

A13 同じ経費についての申請はできません。（国等の補助金で購入した機器（設備）等は補助の対象となりません。）分からない場合は、個別ご相談ください。

**Q14** 申請書を持参できますか？

A14 感染症拡大防止の観点から、原則は、郵送かメールでご提出ください。

**Q15** 申請には何が必要ですか？

A15 感染症対策を実施した後（機器（設備）等を購入した後）で、①申請書兼請求書、②補助対象経費明細表（領収書写し、実施写真、振込口座の写し）、③誓約書を提出して下さい。

**Q16** 実施状況写真はどこを撮ればいいですか？

A16 消耗品等の経費については、写真の貼付は必要ありません。申請する補助対象経費が、

## 荒尾市事業者感染症対策事業補助金 よくある質問(令和2年8月26日更新)

以下に該当する場合にのみ添付してください。

※写真添付が必要な補助対象経費

工事が必要だった備品（設置済の写真）／施工費（設置済の写真）

消毒作業外注費（消毒中の写真）／従業員指導のための専門家活動費（活動中の写真）

Q17

補助対象経費となるかわかりません。

A17

まずは荒尾市ホームページで感染症対策経費一覧をご確認ください。

8月1日から12月31日までの日付のある領収書であるかご確認ください。

一覧以外のものについては、事前に担当課にご相談ください。

Q18

対象となる経費は、一覧に記載のある物品だけですか？

A18

一覧に記載しているものは主な感染症対策の例です。一覧に記載の物品等以外でも対象になる場合があります。事前に個別ご相談ください。

Q19

売上が減少した事業所しか申請できませんか？

A19

売上の減少は要件ではありません。

荒尾市で事業を実施されている事業者は申請ができます。

Q20

申請（記入、添付）書類が多いです。書き方がわかりません。

A20

申請は、できるだけ簡素化するよう努めています。提出していただく書類は、①申請書兼請求書、②誓約書、③補助対象経費明細表、の3点のみです。

分からない場合は、個別ご相談ください。

Q21

店舗等の面積が広く来客数も多いので、補助上限額では対策が十分にできません。

A21

なるべく多くの事業者に感染症対策を実施して頂きたく、予算の範囲において、法人10万円、個人5万円を上限としています。ご理解をお願いします。

ただし、広大な店舗等面積等の場合で、不特定多数の来客等があり感染症対策にかかる経費も多いことが明かである場合には、上限を50万円とする場合があります。

（建築基準法に基づく「床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設」または、これに準ずる規模の施設に対しては最大50万円の助成が可能です。）

感染症対策を実施される前に、個別ご相談ください。（必須）

Q22

大型ショッピングモールのテナントです。50万円まで助成してもらえますか？

A22

テナント単位での申請となるため、上限は10万円または5万円です。

Q23

メールで申請したいです。添付書類にファイル形式の指定はありますか。

A23

各データはPDF、JPG、PNG、WORD、EXCELのいずれかをお願いします。